筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 観光客の誘致を図るため、観光を目的とした筑後市外からの観光バスアーを企画する旅行事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（補助対象者）

第２条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定によ

り旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録されているものとする。

（補助対象事業等）

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

(１) 筑後市外からのバスツアーであって、バス1台につき15名以上の参加者（乗務員及び添乗員を除く。）があること。

(２) 別表の左欄に掲げるバスツアーの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に規定する行程の条件を満たすこと。

（補助金の額）

第４条 補助金の額は、日帰りツアーについてはバス１台につき1万5千円とし、宿泊ツアーについてはバス１台につき3万円とする。

（交付の申請）

第５条 補助金の交付の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、バスツアーの出発日の４月前から１月前までの間に筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付申請書（様式第１号）に行程表及び筑後市観光協会会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類を添付して、会長に申請しなければならない。

２　申請の上限台数は、１事業者につき１０台までとする。

（交付の決定）

第６条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第７条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、その内容等を記載した筑後市周遊観光バスツアー造成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）により会長の承認を得なければならない。

２ 会長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事

業の内容変更等を承認したときは、筑後市周遊観光バスツアー造成事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに筑後市周遊観光バスツアー造成事業実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して会長に報告しなければならない。

(１) 筑後市周遊観光バスツアー観光施設等立ち寄り証明書（様式第６号）

(２) 筑後市周遊観光バスツアー宿泊証明書（様式第７号。宿泊ツアーに限る。）

（補助金の額の確定）

第９条 会長は、前条の規定による報告があった場合は、当該報告に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付確定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第１０条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者（以下「交付確定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付請求書（様式第９号）を会長に提出しなければならない。

（交付の取消し）

第１１条 会長は、補助金の交付の決定後又は確定後において、申請若しくは報告の内容に虚為が認められるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

２　筑後市に緊急事態宣言・まん延防止等重点措置など外出自粛要請が発出された場合、その期間に発着するツアーは、たとえ交付決定後であっても助成の対象外とする。

３　緊急事態宣言・まん延防止等重点措置など外出自粛要請が発出された地域を行程に含むツアーは、たとえ交付決定後であっても、発出期間中は助成の対象外とする。

（補助金の返還）

第１２条 会長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（関係書類の整備）

第１３条 交付確定者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から５年間保管するものとする。

（事業の終了）

第１４条 補助金の交付決定額が当該年度予算に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

（その他）

第１５条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| バスツアーの種類 | バスツアーの種類 行程の条件 |
| 日帰りツアー | 第８条第１号の証明書の作成が可能な筑後市内のイベント、対象とする観光施設、文化施設、土産物店、農産物直売所から1箇所、かつ飲食店を1箇所、計2箇所以上利用すること。飲食店を利用する場合は、一人1,000円以上の利用があること。 |
| 宿泊ツアー | 第８条第２号の証明書の作成が可能な筑後市内の対象とする宿泊施設に宿泊するとともに同条第１号の証明書の作成が可能な観光施設等を2箇所以上利用すること。 |

※上表「対象とする」とは、筑後市観光協会会員登録事業所（施設）を指し、

<https://chikugo.net/memberslist>　に掲載された事業所店舗である。その他の施設については、あらかじめ筑後市観光協会に問合せの上、対象となるか確認すること。

様式第１号（第５条関係）

令和年 　月 　日

筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付申請書

筑後市観光協会 会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

旅行業登録番号

部署・担当者

電話番号

　　　年度において、下記のとおり、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ツアーの名称等 |  |
| 実施予定日 | 年　 月 　日から 　年 　月 　日まで |
| 募集人数 | 人（乗務員・添乗員を除く。） |
| 立ち寄り観光施設・イベント・飲食店名 |  |
|  |
| 宿泊施設名 |  |
| 備考 |  |

※ 添付書類 ツアー行程表（日時、観光施設、宿泊施設等が確認できるもの。）

様式第３号（第７条関係）

令和　年 　　月 　　日

筑後市周遊観光バスツアー造成事業変更(中止・廃止)　承認申請書

筑後市観光協会 会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者 　　　　　　　　　　　　　　印

旅行業登録番号

部署・担当者

電話番号

　　　年 　　月 　　日付け筑観令　第 号をもって交付決定された補助事業について下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により、承認くださるよう申請します。

記

１ ツアーの名称

２ 補助事業変更(中止・廃止)内容

３ 補助事業変更(中止・廃止)理由

令和　年　　 月　　 日

筑後市周遊観光バスツアー造成事業実績報告書

筑後市観光協会　会長　 様

申請者 所在地

名 称

代表者 　　　　　　　　　　　　　　印

旅行業登録番号

部署・担当者

電話番号

年 　月 　日付け筑観令　第 号をもって交付決定された補助事業については完了したので、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ツアーの名称等 |  |
| 実施予定日 | 年　 月 　日から 　年 　月 　日まで |
| 募集人数 | 人（乗務員・添乗員を除く。） |
| 立ち寄り観光施設・イベント・飲食店名 |  |
|  |
| 宿泊施設名 |  |
| 備考 |  |

※添付書類

　筑後市周遊観光バスツアー観光施設等立ち寄り証明書（様式第６号）

筑後市周遊観光バスツアー宿泊証明書（様式第７号。宿泊ツアーに限る。）

様式第６号（第８条関係）

令和　年　　 月　　 日

筑後市周遊観光バスツアー観光施設等立ち寄り証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 観光施設等 | 所 在 地  名称及び  代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

|  |  |
| --- | --- |
| ツアーの名称等 |  |
| 旅行事業者名 |  |
| 立ち寄り日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 立ち寄り人数 | 人（乗務員・添乗員を除く。） |

様式第７号（第８条関係）

令和　年　　 月　　 日

筑後市周遊観光バスツアー宿泊証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊施設 | 所 在 地  名称及び  代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

|  |  |
| --- | --- |
| ツアーの名称等 |  |
| 旅行事業者名 |  |
| 立ち寄り日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 立ち寄り人数 | 人（乗務員・添乗員を除く。） |

様式第９号（第10条関係）

令和　年 　　月 　　日

筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付請求書

筑後市観光協会　会長　 様

請求者 所在地

名 称

代表者 　　　　　　　　　　　　　印

旅行業登録番号

部署・担当者

電話番号

年　 月 　日付け筑観令　第　 号をもって交付確定された補助事業について、筑後市周遊観光バスツアー造成事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１ ツアーの名称等

２ 補助金交付請求額 　　　　　　　　　　円

３ 振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座種別 | 普通・当座（〇をつけること） |
| 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義人 |  |